

愛知県立西尾東高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命の尊厳を脅かす許されない行為です。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的にいじめ防止の指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、あらゆる教育活動において、特に道徳教育や人権教育、体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

1 「いじめ・不登校対策委員会」について（以下、「委員会」と表記する。）

(1) 委員会のメンバー

- ア 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係（特別支援コーディネータ）、養護教諭
- イ 原則として、相談委員会の委員と同様である。
- ウ 必要に応じて、問題に関わるクラス担任、運営委員、分掌主任及び、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。

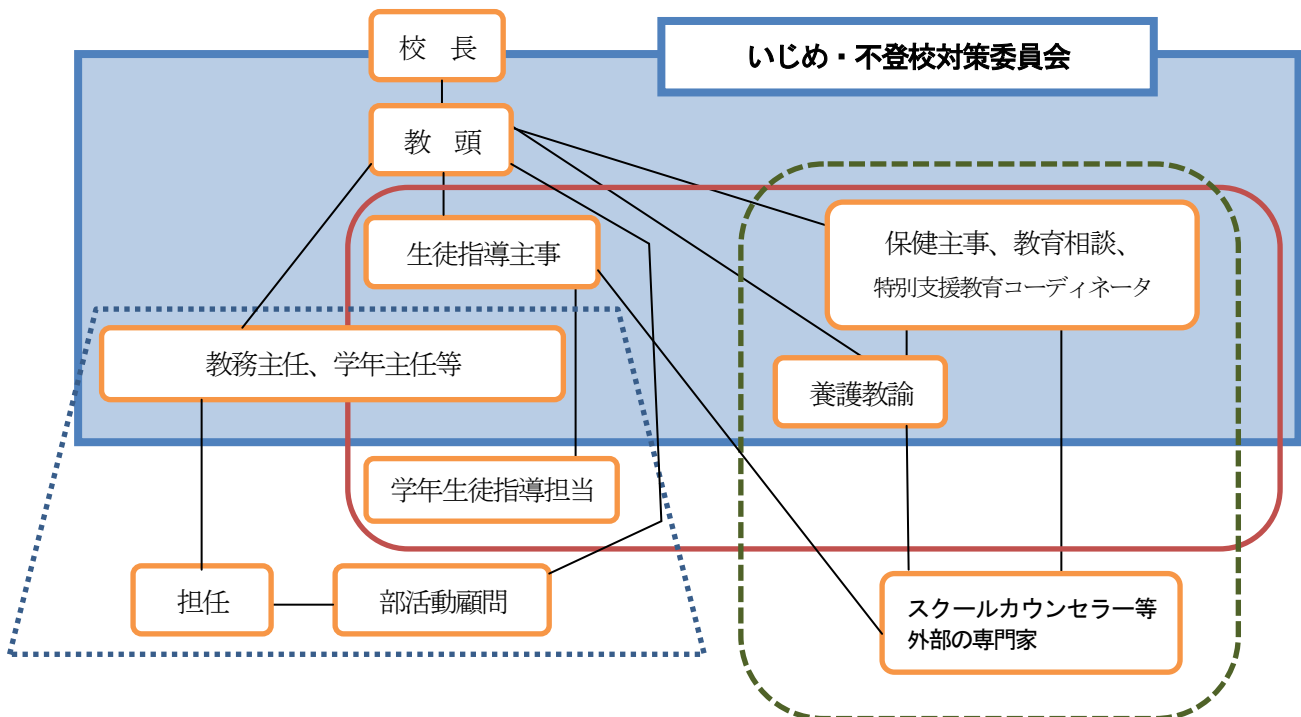
(2) 指導・支援チーム




- ア 委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。
- イ いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員（部活動顧問等）を追加する。
- ウ ネットいじめなどの事案では、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(3) 委員会の開催

- ア 月例で「相談委員会」と併せて開催し、情報の共有と取組について確認する。
- イ 校長が、事案に応じて、随時開催を決定し、いじめの早期発見や措置を迅速に行う。
- ウ 重大事態については、事案に応じて、委員会の開催を待たずに関係機関との連携をはかり対応する場合もある。

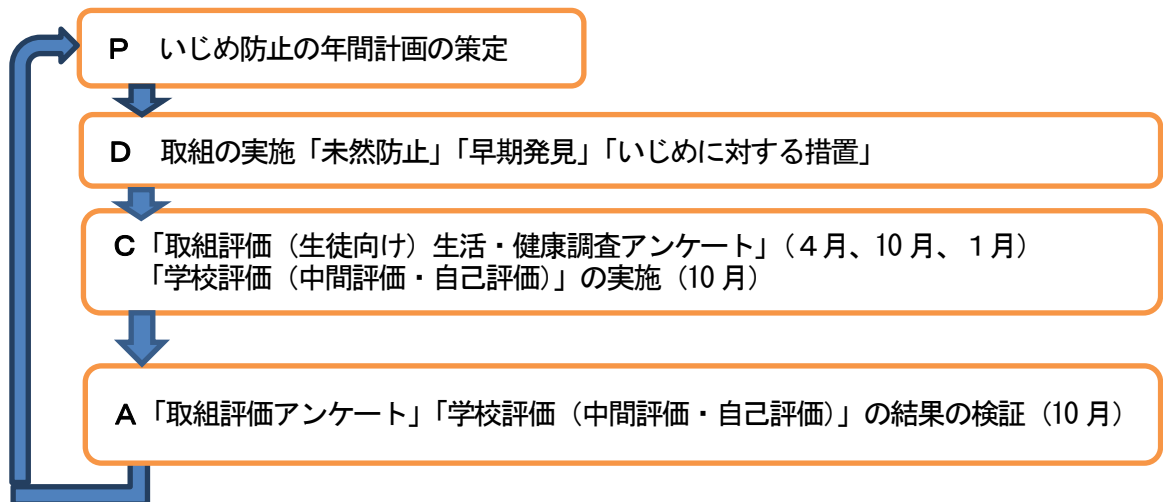
【西尾東高校いじめ・不登校対策組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

2 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

(1) 取組の検証 (PDCAサイクル)



(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ア 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- イ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ウ 現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

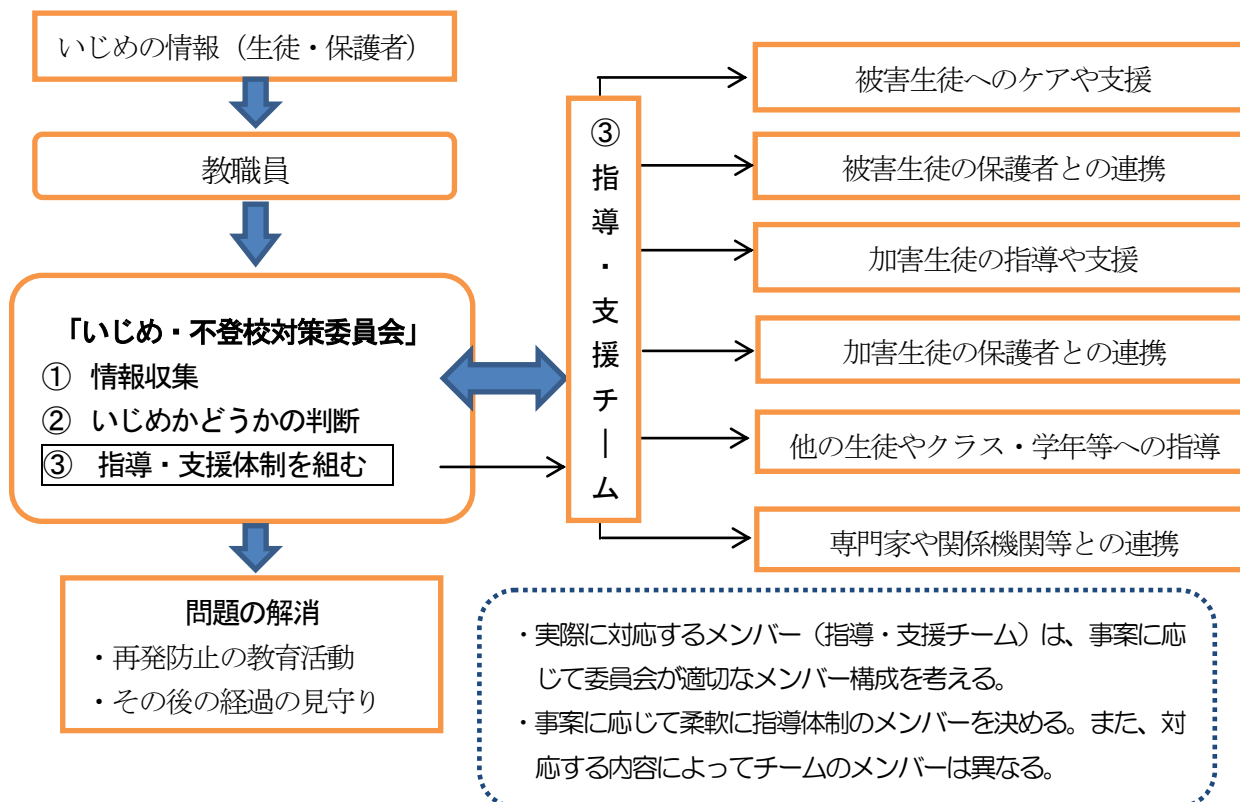
(3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

ア 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案に掲載する。

イ PTA総会や保護者会、広報誌の発行等を通じて、いじめ防止の取組について情報を発信し、保護者の意識啓発をはかる。また、取組に対する意見も積極的に聴取する。

ウ 人権尊重やモラル向上に関する取組を保護者や地域と連携して実施する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



(5) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

